

生産緑地の所有者の皆さまへ

『特定生産緑地の指定』について

○特定生産緑地とは

生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取り申出が可能となることから、現在適用されている税制措置が適用されなくなります。

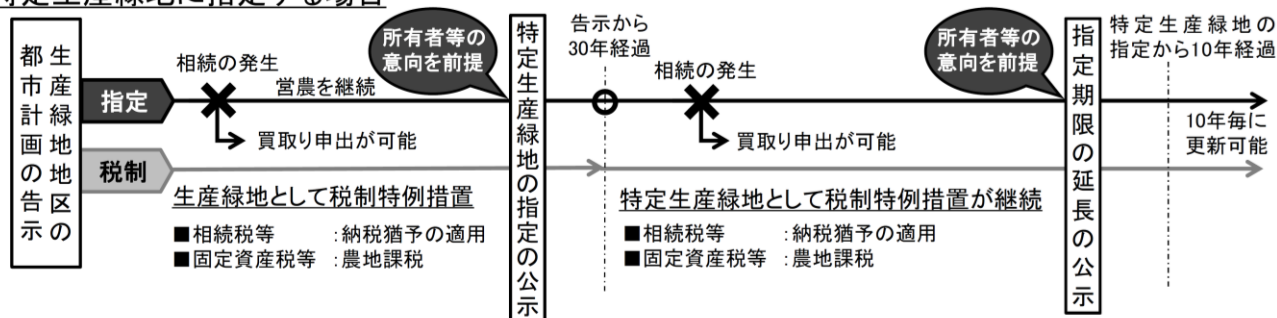
そこで、引き続き都市農地の保全を図るため、特定生産緑地制度が創設され、所有者の意向に基づき、特定生産緑地に指定できることになりました。

特定生産緑地に指定されると、買取り申出が可能となる時期が10年延伸され、現在適用されている税制措置が引き続き適用されます。

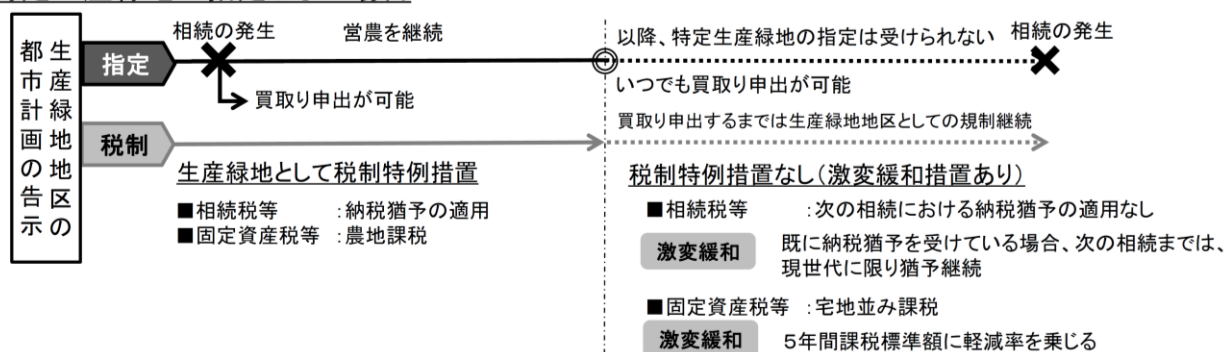
※都市計画決定から30年経過後は、指定を受けることができませんのでご注意ください！

特定生産緑地制度のイメージ

特定生産緑地に指定する場合



特定生産緑地に指定しない場合



○特定生産緑地の指定手続きに必要な書類

特定生産緑地の指定を希望される方は、以下の書類等が必要です。

① 特定生産緑地指定希望申出兼農地等利害関係人同意書（様式1）

② 区域図（縮尺 1/2500 程度のもの）

③ 土地登記簿謄本（全部事項証明書（土地））

※権利者の氏名、住所等は最新にさせていただきますようお願いいたします。

※「大字」等の旧住所表記の場合、住居表示変更証明書を添付してください。

※インターネットで取得した登記官の押印証明がないものは、受付できません。

④ 現況写真（全景がわかるもの）※2以上の方向から撮影したもの2枚程度

⑤ その他（地積測量図、実測平面図など）

○特定生産緑地の指定スケジュール

特定生産緑地は、都市計画の決定の日から30年を経過するまでに指定を受ける必要があります。

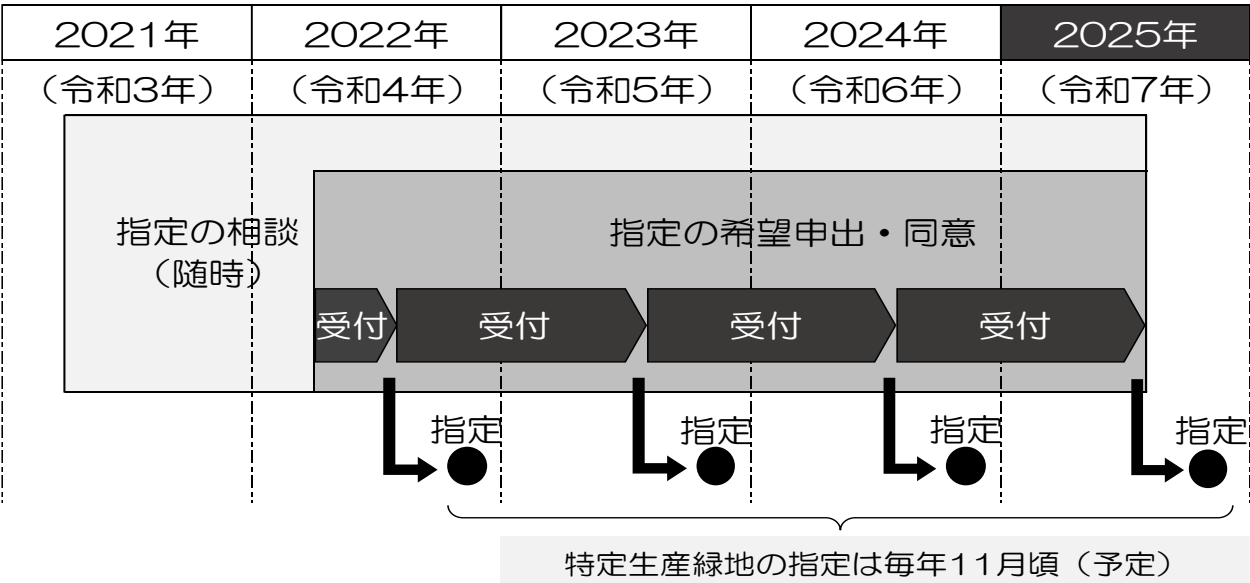
30年経過後は、指定を受けることができませんのでご注意下さい！！

特定生産緑地の指定を希望される方は、受付期間内に手続きをして下さい。
なお、指定の相談は、随時受けています。

生産緑地地区の都市計画決定日と特定生産緑地の指定の期限・受付期間

生産緑地地区の 都市計画決定日	指定の期限 (申出基準日)	指定の受付期間		
1995年12月22日 (平成7年)	2025年12月22日 (令和7年)	2022年4月 (令和4年)	～	2025年7月 (令和7年)
1996年12月13日 (平成8年)	2026年12月13日 (令和8年)	2023年4月 (令和5年)	～	2026年7月 (令和8年)
1997年12月15日 (平成9年)	2027年12月15日 (令和9年)	2024年4月 (令和6年)	～	2027年7月 (令和9年)
1998年12月10日 (平成10年)	2028年12月10日 (令和10年)	2025年4月 (令和7年)	～	2028年7月 (令和10年)
1999年（平成11年）以降に都市計画決定された生産緑地については 直接お問い合わせください。				

【参考】2025（令和7）年に指定の期限を迎える場合のスケジュール



所有されている生産緑地の都市計画決定日や特定生産緑地の指定の期限は、下記までお問い合わせください。

都市デザイン部 都市一課（寝屋川市役所 本庁 本館3階）
〒572-8555 寝屋川市本町1番1号（直通）072-813-1204